

介護老人保健施設 栄寿園 (介護予防)短期入所療養介護利用約款

- 平成12年 4月 1日 制定
- 平成15年 4月 1日 改正
- 平成17年 10月 1日 改正
- 平成18年 4月 1日 改正
- 平成20年 4月 1日 改正
- 平成22年 11月 1日 改正
- 平成24年 4月 1日 改正
- 平成26年 4月 1日 改正
- 平成27年 4月 1日 改正
- 平成30年 4月 1日 改正
- 令和 3年 4月 1日 改正
- 令和 6年 4月 1日 改定

介護老人保健施設 栄 寿 園

介護老人保健施設 栄寿園 短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 栄寿園（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス（以下サービスという）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年4月1日から効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款ならびに重要事項説明書の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し利用終了（退所）後6ヶ月を越えた場合を除きます。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく施設利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を3か月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく（介護予）短期入所療養介

護の対価として、「重要事項説明書 別紙1. 利用者負担額について」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は重要事項説明書 別紙1.「3.お支払い方法」によるものとします。

3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者および扶養者が指定する者に対して、領収書を所定の方法により送付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の(介護予防)短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します)

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じ記録を開示します。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、記録を開示します。

(身体拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を「重要事項説明書 別紙2. 個人情報の利用目的」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ 利用者が偽り或其他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における(介護予防)短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

3 前2項のほか、(介護予防)短期入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。詳細は「重要事項説明書 8. 要望、苦情等について」を参照下さい。

(賠償責任)

第12条 (介護予防)短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

附則

- ・ この利用約款は平成12年4月1日より施行する。
- ・ この変更は平成15年 4月1日より施行する。(介護保険法改正による)
- ・ この変更(第8条 情報提供の項目追加、第11条 公的機関苦情窓口の追加)は平成17年10月1日より適用する。(介護保険法改正による)
- ・ この変更(別紙1、別紙2、別紙3 を重要事項説明書として分離整備)は平成18年 4月1日より施行する。
- ・ この変更(利用同意書管理者名変更)は平成20年 4月1日より施行する
- ・ この変更(重要事項 別紙1.2.3 の整理に伴う字句訂正)は平成22年11月1日より施行する。
- ・ この変更は平成24年 4月1日より施行する。(介護保険法改正による)
- ・ この変更は平成26年 4月1日より施行する。(介護保険法改正による)
- ・ この変更は平成29年 4月1日より施行する。(介護保険法改正による)
- ・ この変更は平成30年 4月1日より施行する。(介護保険法改正による)
- ・ この変更は令和3年 4月1日より施行する。(介護保険法改正による)
- ・ この変更は令和6年 4月1日より施行する。(介護保険法改正による)

(介護予防)短期入所療養介護利用者用

重要事項説明書

(令和 6 年 4 月 1 日)

目次

1. 施設の概要
 - (1) 概要と入所定員
 - (2) 理念
 - (3) 運営方針
 - (4) 職員配置
 - (5) 栄寿園各種委員会
2. (介護予防)短期入所療養介護サービス内容
3. 利用料金について
4. 協力医療期間
5. 施設利用にあたっての留意事項
6. 禁止事項
7. 非常災害対策
8. 要望、苦情等について

別紙1. 利用者負担額について(栄寿園入所サービスに係る費用)

1. 介護保険給付内の自己負担費用
2. 介護保険給付外の自己負担費用
3. お支払いについて

別紙 2. 個人情報の利用目的

介護老人保健施設 栄寿園

介護老人保健施設 栄寿園（介護予防）短期入所療養介護に係わる重要事項説明書

（介護予防）短期入所療養介護について

（介護予防）短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭内での生活を維持させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護・医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上、および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を充分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

介護保険は入所して介護保険を利用する施設サービスと、在宅にて種々のサービスを受ける居宅サービスに分かれています。それぞれ利用法が異なっています。短期入所療養介護及び通所リハビリテーションは居宅サービスとなっており、利用に際しては居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ保健給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎・入浴といった加算対象のサービスも居宅支援サービス計画に記載がないと保健給付を受けられませんので、利用を希望される場合は居宅支援サービス計画に記載されているかいないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成を依頼することもできます。詳しくは栄寿園居宅支援サービス担当者にご相談ください。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 栄寿園
- ・ 開設年月日 平成 6 年 11 月 1 日
- ・ 所在地 沖縄県宮古島市平良字下里 2662 番地
- ・ 電話番号 (0980)-73-6481 FAX 番号:(0980)-73-6483
- ・ 管理者名 高江洲 均
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設 4750680003 号
- ・ 入所定員 定員 100 名（療養室 個室:4 室、2 人室:4 室、4 人室:22 室）
短期入所は空床利用となります。

(2) 栄寿園の理念

介護老人保健施設栄寿園は利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、「在宅復帰並びに在宅生活

支援」を施設の基本理念にすえ、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域の人々・関係機関と協力し安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

(3)運営方針

上記理念を達成するために栄寿園運営方針を以下のように定めます。

① 包括的ケアサービスの実施

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、介護・リハビリテーション及び必要な医療・看護を提供します。

② リハビリテーションの実施

体力や基本動作能力の獲得、活動への参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に維持期リハビリテーションを行います。

③ 在宅復帰支援

脳卒中・廃用症候群・認知症等の個々の状態に応じて多職種からなるチームケアを行い早期の在宅復帰に努めます。

④ 在宅生活支援

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問系事業などのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

⑤ 地域及び各機関との連携

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。
市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的におこない、サービス向上に努めます。

(4)栄寿園職員体制

上記理念及び運営方針に基づき、その達成のために以下の職員を配置しています。

職員配置

	員数	夜勤体制	業務内容
・施設管理者	1		施設運営
・医師	1		利用者の健康管理 医療の管理
・看護職員	11	1	利用者の保健衛生 看護等
・薬剤師	1(委託)		
・介護職員	31	4	利用者の日常生活の介護等
・支援相談員	1		利用者等の相談、苦情の処理等
・理学療法士	3		訓練作業、機能訓練等
・作業療法士			
・言語療法士			
・言語聴覚士			
・管理栄養士・栄養士	1		利用者の献立作成等
・介護支援専門員	2		利用者の施設サービス計画等
・事務職員	5		庶務、会計、技術、運転手等
・調理員	6		調理
・上記以外の職種	1		
計	64	5	

(5) 栄寿園各種委員会

- ・拘束廃止促進委員会
- ・事故防止対策委員会
- ・水分補給促進委員会
- ・口腔ケア委員会
- ・排泄支援委員会(オムツ脱却推進を含む)
- ・レク・クラブ活動推進委員会
- ・感染対策委員会
- ・栄養ケア計画委員会
- ・在宅復帰促進委員会
- ・その他 (施設サービス評価委員会、苦情対応委員会等)

2. (介護予防)短期入所療養介護サービス内容

①.短期入所サービス計画の立案(サービス担当者会議の開催)

入所者・入所者保証人・施設ケアマネージャ職員(ケアマネージャ・介護・看護・理学療法士・管理栄養士)合同で入所者に適したサービス・入所者及び保証人の希望されるサービスを計画立案します。
サービス担当者会議の開催時期は入所時・介護レベル著変時・介護認定更新時です。

②.食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 8:00 ~ 9:00
昼食 12:00 ~ 13:00
夕食 18:00 ~ 19:00

③.入浴(シャワー浴):原則として週2回。

ただし利用者の身体状態に応じて清拭となる場合があります。

④.医学的管理・看護:日常生活における医学的管理。高血圧・糖尿病・喘息など

⑤.日常生活における介護(退所にむけた支援も行います。)

⑥.リハビリテーション:原則としてリハビリテーション室(機能訓練室)にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

⑦.相談援助サービス

⑧.栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

⑨.行政手続代行(介護保険更新に関わる主治医意見書作成等)

⑩.栄寿園における定例行事

盆踊り大会、敬老会、レクレーション大会(運動会)、誕生会(毎月1回)

⑪.その他

3. 利用料金について

料金については重要事項説明書 別紙1.をご参照ください

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・名 称 沖縄県立 宮古病院
- ・住 所 沖縄県宮古島市平良字下里 427-1

協力歯科医療機関

- ・名 称 すながわ歯科クリニック
- ・住 所 沖縄県宮古島市平良字西里 792-6

◇ 緊急時の連絡

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 介護保険証の確認：ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証、医療保険被保険者証 並びに介護負担限度額認定証を確認させていただきます
 - ② 食事：特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は入所される皆様方の健康管理に必須であり、それには食事内容の管理が欠かせません。当園では管理栄養士による栄養管理をおこなっていますので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。なお食費は介護保険給付外の利用料と位置づけられております。食費については重要事項説明書別紙1. 利用者負担額について(2) の ①(栄寿園の一日あたりの食費、及び居住費)」の欄をご参照ください。
 - ③ 面会は原則として午前9時から午後9時までです。
 - ④ 消灯時間は午後9時です。
 - ⑤ お部屋の移動について
ご本人の状態や他の入所者との関係上及び治療の必要上からお部屋を移動していただく場合があります。あらかじめご了承ください。
 - ⑥ 設備・備品(テレビその他)の利用は原則として無料です。
 - ⑦ 所持品・備品等の持ち込みは、事前の許可を必要とします。
 - ⑧ 現金のお持込はご遠慮下さい。貴重品(時計、指輪等)の管理はご家族の方で責任を持って対応してください。施設内での紛失については責任を負いかねます。
 - ⑨ すべての私物にはお名前をご記入下さい(衣類・タオル・靴下・履物・めがね・杖・義歯など)。お名前のご記入が無いと紛失の原因になります。 義歯への名前の記入は歯科技工士による処置が必要です。
 - ⑩ 入所時に準備する身の回り品については別紙「身の回り品リスト」をご参照下さい。
- ⑪ 病院受診について
- イ) 病院受診については医師の許可が必要です。許可なく病院受診をしますと保険制度上問題が生じますのでご注意ください。なお外出・外泊中に状態が急変した場合はこの限りではありません。病院受診後に施設までご連絡ください。
通常の病院受診(予約受診や状態安定時の病院受診)に際しては家族で対応していただきます。ただし状態不良時の病院受診には看護師も同伴いたします(外出・外泊時を除く)。
 - ロ) 病院受診に際しての診療費について
介護施設入所中に病院を受診された場合の診療費の多くは介護保険法により施設が負担することとなっています。ただし初診料・再診料・外来診療料及びCT・MRI等の特殊な検査・抗ガン剤その他数種の高価な薬剤等については医療保険の適用となり自己負担が必要となる場合があることにご注意ください。また歯科診療費も医療保険の適用となり自己負担が必要となることにご注意ください。
 - ハ) 状態急変時の対応
栄寿園は介護施設であり、病院ではありません。したがって病院のような医療設備は設置されておられません。このため、入所者が急変された場合は救急処置を行い、救急車にて協力病院へ搬送いたします。その際は搬送先の病院へご家族の方にもきていただく必要がありますのでご協力をお願いいたします。

ニ) 病院へ入院となった場合

1日でも病院へ入院しますと、施設を退所したことになります。再利用については改めてご相談ください。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために以下の項目は禁止となっております。

- ① 飲酒・喫煙、② 火気の取り扱い、③ 宗教活動、④ ペットの持ち込み
- ⑤ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」、⑥ 他利用者への迷惑行為

7. 非常災害対策

- ① 防災設備；スプリンクラー、2号消火栓、消火器
- ② 防災訓練；年2回

8. 要望、苦情等について

施設に対する要望や苦情は支援相談員にお伝えいただくか、職員へ直接口頭で（電話でもかまいません）お伝えください。あるいは要望や苦情を「ご意見書」に記載の上、正面玄関入り口の「ご意見箱」に投函されても結構です。速やかな対応を心がけます。

県や市町村にも介護サービス苦情受け付け窓口が設けられています。

- ① . 沖縄県国民健康保険団体連合会苦情処理窓口 098-860-9026
- ② . 市町村の場合は、それぞれの介護保険担当課が「苦情処理窓口」となっています。
 - 宮古島市 高齢者支援課 0980-73-1964
 - 多良間村 住民福祉課 0980-79-2623

【重要事項説明書 別紙1】

利用者負担額について(介護予防)短期入所療養介護サービスに係る費用)

介護老人保健施設栄寿園をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**通常1割の自己負担分と保険給付対象外の費用**(居住費、食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や理容代、娯楽に使用する材料費、診断書等の文書作成費など)を利用料としてお支払いいただく2種類があります。
なお、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域(地域加算)や配置している職員の数、また認知症専門の施設(認知症専門棟加算)の有無で異なりますし、利用料金も各施設でいくらか異なります。
当施設の利用者負担額につきましては以下のとおりとなります。

1. 介護保険給付内の自己負担費用

① 介護保険施設サービス費(基本料金)

一日あたりの基本的な入所サービス料金です。これには以下のような事項が含まれています。

- ・ 食事にかかわる介助(配膳・食事介助・下膳・食器洗浄消毒など)。
- ・ 10時・3時のお茶の提供と介助
- ・ 入浴(シャワー浴)・清拭介助
- ・ 排泄介助(おむつ代・おむつ交換・トイレ誘導・ポータブルトイレの洗浄消毒)
- ・ 居室・ベッドの清掃
- ・ シーツの交換(排泄物・吐物などによる汚染がない場合は週1回)
- ・ 着替え介助
- ・ 整容(洗面・歯磨きなど)の介助
- ・ 離着床介助・歩行介助や車椅子移動に際しての介助
- ・ 自力で寝返りができない方の場合、定時の体位変換介助
- ・ 機能訓練
- ・ 入院治療を要しない医療・看護
- ・ 娯楽・レクリエーションの介助
- ・ 施設サービス計画の作成
- ・ その他日常生活をお過ごしいたぐために行う介助

この基本料金は介護度によって7段階にわかれています。また個室使用の場合と多床室使用の場合でも料金が異なりますが、以下にお示しする料金はあくまでも上記の入所介護に対する料金であって、室料ではないことにご注意ください。室料は居住費として介護保険給付外の別途料金になります。また食費(材料費・調理費)も別途料金になります。

介護度区分による栄寿園施設サービス利用料金(1日あたりの基本料金)

部屋 要介護度	従来個室	多床室 (2~4人)
要支援1	579円	613円
要支援2	726円	774円
要介護度1	753円	830円
要介護度2	801円	880円
要介護度3	864円	944円
要介護度4	918円	997円
要介護度5	971円	1,052円

② 基本料金に加算される自己負担費用

基本料金に加算	料 金	内 容
老短サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円／日	・介護福祉士80%以上
		・勤続10年以上介護福祉士35%以上
		※上記に加えサービスの質の向上に資する取り組みを実施していること
老短サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円／日	介護福祉士60%以上
老短夜勤職員配置加算	24円／日	夜間に看護師を含めて5名の職員を配置していることに対する加算
老短介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数×75/1,000
他の加算(実施した場合)	料 金	内 容
老短重度療養管理加算	120円／日	要介護4・5の利用者で医学的管理の必要な方の受け入れ。
緊急短期入所受入加算	90円／日	居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者の受け入れ
療養食加算	8円／回	糖尿病・腎疾患・貧血・肝臓病・膵臓病・胃潰瘍などの疾患に対応した食事を提供する場合
若年性認知症入所者受入加算	120円／日	若年性認知症やその家族に対する支援を促進する観点から若年性認知症を受け入れた場合
送迎加算	184円／片道	送迎を行なった場合、片道につき加算されます
緊急時治療管理加算	518円／日	緊急医療をおこなった場合(1回あたり連続3日を限度として月に1回のみ)
個別リハビリテーション	240円／日	計画により実施した場合(40分／日)

※ 令和6年4月1日 現在 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)のサービス体制です。

※ 上記 ①、②共に確定申告の際の医療費控除の対象です。

2. 介護保険給付外の自己負担費用

介護老人保健施設を利用される場合は上記 1. の自己負担のほかに 食費、居住費(療養室の利用費)、日常生活費及びその他の実費が必要です。食費と居住費のご利用者負担額は市町村が決定する「介護保険負担限度額認定」によって4段階の負担上限額が設けられています。

第1段階から第3段階の認定を受けるには利用者本人(あるいは代理人)が、ご本人の居住地の市町村に申請し、市町村から「介護保険負担限度額認定証」を受けることが必要です。

尚「認定証」の提示がないと「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。

＊ 利用者負担限度額の段階

利用者負担段階	対象となる方
利用者負担第1段階	・住民税世帯非課税で老齢年金を受けている方
	・生活保護を受給している方
利用者負担第2段階	・住民税非課税で、合計所得金額と課税年金額収入の合計額が80万以下の方
利用者負担第3段階①,②	・所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方
利用者負担第4段階	・同じ世帯に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の方
	・住民税を課税されている方

① 栄寿園の一日あたりの食費、および居住費

一日あたりの費用	食費	居住費	
負担段階	日額	個室	多床室
利用者負担第1段階	300円	550円	0円
利用者負担第2段階	600円	550円	430円
利用者負担第3段階①	1,000円	1,370円	430円
利用者負担第3段階②	1,300円	1,370円	430円
利用者負担第4段階	1,500円	1,700円	430円

※以上は確定申告の際の医療費控除の対象です。

② 食費・居住費等介護保険サービス費以外の利用料金

項 目	費 用	内 容
日常生活費	100円／日	石鹸、シャンプー、トイレトーパー、ティッシュペーパー、おしぼりタオル、歯ブラシ、歯磨き粉、安全カミソリ、シェービングクリーム、ヘヤードライヤー、入れ歯洗浄剤など
教養娯楽費	100円／日	遊具購入費、クラブ、レクリエーション等で使用する材料費等
		例；カメラ用電池、ビデオテープ、写真プリント用紙、写真プリント、CD-R、色画用紙、折紙、ボール紙、4ツ切画用紙、模造紙、ボスカ太字ペン、色画用紙整理棚、マジック太字／細字、クレヨン、サインペン、ラミネートフィルム、両面テープ、レーヨンリボン、紙テープ、工作材料代、ケーブルTV聴取料、新聞購読料(宮古毎日、宮古新報)、施設行事(イベント)材料代(夏祭・クリスマス会材料代、はっぴ購入代)、誕生会プレゼント、敬老の日児童訪問御礼、敬老会プレゼント、ボランティア謝礼、
理容代	1,000円／回	委託業者による理容代契約料金
洗濯代(私物)	実費	小物3枚(上下の下着と靴下)で 100円
	//	小タオル3枚で 100円
	//	上着類・ズボン類・バスタオルなど 1枚につき100円
診断書作成費用	4,000円	成年後見用診断書、身体障害者認定申請用診断書、生命保険調査書、恩給・厚生年金・国民年金関連、
	2,000円	死亡診断書、一般診断書、
その他	実費	

3. お支払い方法

毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。
お支払い確認後、領収書を発行いたします。

お支払い方法

① 金融機関口座自動引き落とし：(手数料は発生しません)

琉球銀行、沖縄銀行、JA沖縄、ゆうちょ銀行 のいずれかの口座からの引き落としとなります。

② 現金お支払い： 窓口でのお支払いです。

③ 銀行振込 ： 振り込み手数料はお客様ご負担となります

利用同意書提出時に上記いずれかをお選びください。

①の金融機関口座自動引き落としの場合は所定用紙での手続きが必要です。

【重要事項説明書 別紙2】

個人情報の利用目的（平成20年1月1日現在）

介護老人保健施設栄寿園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

以上

附則

・この変更(介護職員処遇改善加算ⅡからⅠへの変更、介護職員等特定処遇改善加算に伴う利用料改定)は令和2年4月1日より適用する。

改定履歴

平成12年 4月 1日 利用約款 ならびに 付属別紙1、別紙2として制定
平成17年 10月 1日 約款第8条(個人情報) 付属別紙3追加
平成18年 4月 1日 重要事項説明として一部分離制定
平成20年 4月 1日 施設長交代に伴う管理者名変更
平成21年 4月 1日 介護報酬改定に伴い利用料改訂
平成22年 11月 1日 施設長交代に伴う管理者名変更、字句訂正、利用料補足説明
重要事項と重複する利用約款別紙1～3を削除、本重要事項説明書に別紙1、別紙2として統合。
利用同意書並びに利用者負担にかかる同意書を約款、重要事項説明書から分離。
平成24年 4月 1日 介護報酬改定に伴い利用料改訂
平成26年 4月 1日 管理者名変更、サービス提供体制加算Ⅰへ変更、介護報酬改定に伴い利用料改定
平成27年 4月 1日 サービス提供体制加算(Ⅰ)イへ変更、介護報酬改定に伴い利用料改訂、字句訂正、職員体制の訂正
平成30年 4月 1日 処遇改善加算(Ⅱ)へ変更、介護報酬改定に伴い利用料改定
令和 3年 4月 1日 介護報酬改定に伴い利用料改訂、字句訂正
令和 3年 8月 1日 介護保険施設における食費の基準費用額、補足給付における利用者負担段階・預貯金額要件・
食費の負担限度額、居住費の見直しによる料金改定
令和 4年10月 1日 介護報酬改定による利用料改定
令和 6年 4月 1日 介護報酬改定による利用料改定
令和 6年 8月 1日 介護報酬改定による居住費の自己負担限度額改定